

告 示

埼玉県告示第百七十二号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和二年四月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県告示第千百九十六号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 四百五十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 百八十円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 七十円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。